

第103回安来市議会定例会12月定例会議

地域振興委員長報告

令和6年12月16日

去る12月2日に開議された本会議において、本委員会に付託されました議案について、11日に地域振興委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果と経過について報告します。

議第7号、議第8号の議決案件2件につきまして、いずれも全会一致で執行部提出原案どおり可決すべきものと決しました。

主な審査の経過について報告いたします。

「議第7号 安来市単独住宅条例及び安来市小集落改良住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、委員からの「単独住宅になることで建物の管理は何か変わるのか」という質疑に対し、執行部からは「建設及び管理は住宅供給公社だが、入居者管理は現在も安来市がやっている。入居者にとっては対応に変わりはない。」と答弁がありました。

「議第8号 財産の取得について」では、委員からの「無償借地は何年契約か。後年度取得用地については見通しがたっているか」という質疑に対し、執行部からは「無償借地は単年度契約で1年ごとに更新していく。後年度取得用地は令和7年度までに買収完了する予定だが、一部は遺産分割協議中の土地もあるためその限りではない。」と答弁がありました。

また、委員からの「買収不可となった土地は周囲を安来市の土地で囲まれる形になるが、この土地の持ち主は自分の土地の利用にあたって市の道路を通行できるのか。」という質疑に対し、執行部からは「地域住民の山菜採り等での山への立ち入りや整備した道路の通行は地域住民との協議の上で認める予定である。」と答弁がありました。

以上、地域振興委員長報告といたします。